

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	令和2年6月11日（木）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 議事堂			
出席委員	委員長	石原裕介	副委員長	佐藤茂
	委員	伊藤俊一	委員	黒川勝好
	委員	中村英子	委員	奥田信宏
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	消防長	山田靖	消防次長 兼 総務課長	黒川康治
職務のため出席した者	議長	安藤洋一	議事務局長	小島昌己
	書記	萩野み代	主任	大竹孝平
付託事件	議案第40号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について			

○委員長 石原裕介君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、ありがとうございます。

委員会に出席いただいております皆様には、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいております。

発言される際には、マスクを外していただいても結構ですが、せきやくしゃみの際のエチケットにはご配慮いただきますようお願いいたします。

では、定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりご挨拶のほどよろしくをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

議案第40号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 山田 靖君

それではよろしくお願いいたします。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正要点について、追加説明をさせていただきます。

まず、今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償基礎額において所要の改正を行うものと、民法の一部を改正する法律によりまして法定利率が改正されたことに伴いまして、損害補償年金前払一時金等が支給された場合における損害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めるものでございます。

第5条第2項第1項におきましては、改正されました政令に基づき、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日も

しくは診断により疾病の発生が確定した日につきまして、以下、「事故発生日」という略称を追加するものでございます。

次に、同項第2号では、消防作業従事者の補償基礎額の最低額を「8,800円」から「8,900円」へ引き上げる改正となっております。

同条第3項及び別表の備考第1項では、先ほどの第2項第1号の改正により「事故発生日」と文言を改正してございます。

次に、附則第3条の4、障害補償年金前払一時金、第5項第2号及び第6項、第4条遺族補償年金前払一時金、第7項第2号及び第8項につきましては、民法の一部改正に伴い、それぞれの補償年金前払一時金が支給された場合における支給停止期間等の算定に用いる利率について「100分の5」から「事故発生日における法定利率」へ改めるものでございます。

令和2年4月1日からの法定利率は100分の3で、この法定利率は3年ごとに市中の金利水準を踏まえた基準割合で見直すこととされております。

別表の補償基礎額でございますが、こちらは先ほどの第5条第2項第1号に定める別表ですが、階級や勤務年数に応じて、政令による補償基礎額の改定に伴い消防団員の処遇の改善を図る観点から、それぞれ改めさせていただくものでございます。

施行につきましては、公布の日とし、令和2年4月1日から適用するとしておりますが、施行日前に発生した事由につきましては従前の例による経過措置を設けてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 伊藤俊一君

今までにこの消防団員の公務災害ということで何件かあったんでしょうかね。今までにあったか、なかったか。いつ頃あったか、あったのなら。

○消防長 山田 靖君

それでは、実績ですけれども、昭和50年以降の公務災害についてですけれども、消防団員の方がこれまで26名でございます。あと協力者の方が7名で、合計で33名の方にこの公務災害の補償を実施しております。

ただ、今回の改正の中にもございます年金については、今、これまで支給をした実績はございません。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第40号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託をされました案件は全て終了しました。

委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで、防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後1時38分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 石原 裕 介